

本学教員の研究活動における特定不正行為の認定について（公表概要）

1. 経緯

本学大学院経営管理研究科教授を含む研究グループの研究活動について、学外の申立人より、令和元年 11 月 8 日付け学振監研第 34 号の文書にて独立行政法人日本学術振興会を通じ、不正行為に係る告発があった。

告発を受け、本学は「一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則（以下「規則」という。）」及び「一橋大学における研究活動の特定不正行為の予備調査及び本調査に関する細則」に基づき、予備調査を行った上で、本調査を行うことを決定し、学外委員を含む本調査委員会を設置し、本調査を開始した。

本調査については、令和 3 年 5 月 17 日に終了し、令和 3 年 5 月 28 日に本調査委員会から本学研究機構長へ本調査結果を報告した。

この報告を受け、令和 3 年 6 月 16 日の本学研究機構会議において、本調査の結果に基づき、特定不正行為の有無について認定を行ったため、規則第 23 条第 1 項に基づき公表する。

2. 調査

（1）調査体制

本調査委員会 4 名（学内委員 2 名、学外委員 2 名）

委員長 山田 敦 一橋大学 研究機構 副機構長

委員 加藤 俊彦 一橋大学 大学院経営管理研究科 教授

大澤 英雄 第一芙蓉法律事務所 弁護士

米山 正樹 東京大学 大学院経済学研究科 教授

（2）本調査期間

令和 2 年 2 月 12 日～令和 3 年 5 月 17 日

（3）調査対象者

調査対象となる科学研究費補助金 基盤研究(B)「ASEAN 諸国の会計・監査問題：日本を含めた制度と実務の比較研究」（研究課題／領域番号：16H03677）の研究代表者及び研究分担者 9 人のうち、調査対象とする研究活動への関与が認められる以下の 4 人（順不同）。

佐々木 隆志 一橋大学 大学院経営管理研究科 教授

A 松山大学 経営学部 准教授（科研費申請当時）

（現：京都産業大学 経営学部 准教授）

B 一橋大学 大学院経営管理研究科 教授（科研費申請当時）

（2020（令和 2）年 3 月 31 日をもって退職）

C 一橋大学 大学院経営管理研究科 教授

(4) 調査対象とする研究活動

当該科研費における研究のうち、申立人による告発状において特に指摘された以下の3つの研究成果に係る研究活動

① 当該科研費に関して2017（平成29）年5月及び2018（平成30）年5月に日本学術振興会に提出された「実績報告書」（以下、「研究実績の概要」と表記する。）

② A・B・佐々木隆志(2017)「インドネシアにおける会計・監査の制度・基準の調査分析」『ディスクロージャー&IR』2017/5, Vol.1, 155-173頁

③ A・佐々木隆志・B(2018)「マレーシアにおける会計・監査の制度・基準の調査分析」『ディスクロージャー&IR』2018/8, Vol.6, 11-24頁

(5) 調査対象経費

科学研究費補助金 基盤研究 (B)

研究課題名：ASEAN 諸国の会計・監査問題：日本を含めた制度と実務の比較研究

研究課題／領域番号：16H03677

(6) 調査方法・手順

本調査委員会においては、「一橋大学における研究活動の特定不正行為の予備調査及び本調査に関する細則」第4条に基づき、予備調査結果報告書の内容について、関連資料とあわせて精査を行った。あわせて、当該科研費の研究代表者・研究分担者のうち、佐々木氏、A氏、B氏を除く6人に対して、書面での追加調査を行うとともに、「研究実績の概要」の記述に関与したとされるC氏に対する聴取を行った。その上で、A氏が所属する京都産業大学での書面調査及び聞き取り調査の内容を確認した。

3. 調査及び認定結果

(1) 特定不正行為の種別、対象論文

調査対象である3件の研究活動のうち、A・B・佐々木隆志(2017)「インドネシアにおける会計・監査の制度・基準の調査分析」『ディスクロージャー&IR』2017/5, Vol.1, 155-173頁（以下、A他(2017)と表記する。）において、佐々木隆志氏による規則第20条に規定される特定不正行為（盗用）が生じたと認定される。

具体的には、過去に発表された他者の論文から、A他(2017)の第2節第4項「インドネシアにおけるレジェンド問題と国際会計基準への移行」において、当該項を執筆した佐々木氏による不適切な転載が認められる。

(2) 特定不正行為の認定の対象者

特定不正行為を行ったものとして、以下の者を認定した。

佐々木 隆志 一橋大学 大学院経営管理研究科 教授

(3) 特定不正行為の対象経費

科学研究費補助金 基盤研究 (B)

研究課題名：ASEAN 諸国の会計・監査問題：日本を含めた制度と実務の比較研究

研究課題／領域番号：16H03677

なお、本補助金において、特定不正行為（盗用）と直接因果関係が認められる支出はなし。

(4) 本学がこれまでに行った措置の内容

著者である佐々木氏、A氏、B氏に対し、A他(2017)の取り下げを行うよう勧告した。

研究代表者であるB氏に対し、科学研究費研究実績報告書（2016年度、2017年度）の概要の一部修正を勧告した。

なお、佐々木氏については、本学規則に基づき、懲戒処分（戒告）を行った。

4. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

特定不正行為として認定された盗用が発生した主たる要因は、適切な引用方法に関する知識が不十分であったために、十分な注記がないまま、論文への転載が行われたことである。

(2) 再発防止策

第三者の研究成果を引用する際の適切な方法については、たとえ引用注を付したとしても、十分な注記がないまま論文への転載が行われ、当該部分が他の論文からの引用であると第三者が判別できず、結果として特定不正行為である「盗用」に繋がる場合があることについて、所属教員や大学院生などの関係するすべての研究者に学内の各種説明会や会議、通知等を通じて、周知徹底する。併せて、共同研究における相互のチェック体制については、自身の担当部分のみではなく、共著者相互において研究及び論文全体の構成、進捗、内容等を確認、チェックする体制で臨むことについても、周知徹底する。

今回、特定不正行為として認定した者は研究倫理教育を受講しており、研究倫理教育責任者である部局等の長による受講確認もなされていたが、その教育の成果が必ずしも十分であったとは言い難い事態となったため、上記の施策と併せ、改めて5年ごとの反復受講を義務付けている研究倫理教育の定期的な受講を徹底していく。

また、機関としてこれを実効性あるものとするため、研究倫理教育として、日本学術振興会の研究倫理教育プログラム（eL CoRE）に加えて、一般財団法人公正研究推進協会の

研究倫理教育プログラム（eAPRIN）を活用し、受講管理を徹底することにより、研究倫理教育責任者である部局等の長による指導機会の提供に努め、研究者の研究倫理に対する意識の低下を防止していく。